

令和2年度第7回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和2年9月8日(火)午後 14時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員(15名)

1番	林 重 孝	2番	羽根井 直 子
3番	鈴木 孝 徳	4番	三 須 健 行
5番	梅 澤 孝 雄	6番	三 門 増 雄
7番	江 川 昌 子	8番	長 澤 正 昭
9番	足 立 正 道	10番	山 崎 宏
11番	兼 坂 仁	12番	牛 玖 良 一
13番	眞 野 文 雄	14番	石 渡 文 久
15番	石 田 和 久(議長)		

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 檜 垣 幸 夫

主査補 飯 田 啓 市

主任主事 今 川 大 輔

します。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。それでは、議長から指名いたします。

議席番号、5番「梅澤 孝雄委員」議席番号、6番「三門 増雄委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
以上、4議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第1号の説明

○事務局長

議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項～第4項及び第6項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするもので、表の第5項につきましては、権利者は自作地の近隣で耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当

しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項～第4項の実態調査については、足立委員より調査報告をお願いいたします。

———（足立委員報告）———

○足立委員 議席番号9番足立です。議案第1号第1項～第4項の調査報告をいたします。第1項～第3項については、権利者の■■さんが、自宅に隣接した畑、3筆について、購入するための申請です。

既に、■■さんが、耕作しており、自宅の隣接地で、何かと便利なため、購入する事となったそうです。

続きまして第4項について説明させていただきます。第4項ですが義務者の■さんは、相続により農地を取得し、農業者ではありません。隣接地を耕作している権利者の■■さんに打診したところ、購入する事となったそうです。

また、申請地は既に、■■さんが耕作しており、経営規模は、小さいですが、親の代からの農業者です。

4件とも、問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

なお、1項から3項までについて補足させていただきますと、この■■さんはみなさんに何度かお世話になっていますが■■■■■という法人を作りまして今10丁歩近くの農地を耕作しております。管理が行き届いていないところもありますが。それで、■■さんの■■■■■ですが、■■さんの一部角の方が、この畑にかかっているような感じで売買の価格も宅地並みという形で現在考えられないような金額を提示されています、そう言うことでよろしくお願いします。補足については以上となります。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、先に第1項～第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項～第3項は、許可と決しました。
続きまして、第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、第4項は、許可と決しました。
続きまして、第5項～第6項の実態調査については、三門委員より調査報告をお願いいたします。

———（三門委員報告）———

○三門委員 議席番号6番三門です。議案第1号第5項及び第6項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんは、申請地の隣接地や近隣を所有しています。
義務者の■■■■さんは、相続により農地を取得し自分では耕作しておらず、隣接地を所有している■■■さんに、購入してほしい旨打診したところ、購入する事となったそうです。
また、■■■■■さんは稲作を中心に経営されておられますが、申請地は、自作地から離れており、隣接地主の■■■さんの方が、効率が良いという事で、購入する事となったそうです。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、三門委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。
第5項及び第6項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、第5項及び第6項は、許可と決しました。
続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 私は代理人の行政書士で■■■でございます。よろしく申し上げます。農地転用の概要は現在、上下排水設備等の管工事を請け負っているわけですが現在、重機と資材置場が手狭であることから近場に空いているところがありましたので申請を出しました。以上です。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号8番、長澤と申します。

この資材置場ですけど、資材というのは主にどのようなものを置かれますか。

○議長 申請人

○申請人 資材は塩ビ管とか、砂とか工事に必要な資材です。

○議長 長澤委員

○長澤委員 そうしますと雨にぬれても大丈夫なものということですか。

こちらの場所には建物を建てるのかそういったことはないですね。

○議長 申請人

○申請人 現在は建物の中に置いていますが、手狭なものですから、その管等については雨にぬれても全然問題ありません。

それから、建物については建てる予定は一切ありません。以上です。

○議長 他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労様でした。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたが何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたしたいと思います。
議案第2号第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定について、議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の4ページをお願いいたします。

議案第3号 令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出がありましたので、審議を求めるところでございます。

利用権の種類といたしましては、

使用貸借権の設定1件、4筆、地積1,304㎡、賃貸借権の設定、11件、29筆、地積16,189.88㎡でございます。

詳細でございますが、議案の5ページ～8ページをお願いいたします。

申請番号1番～6番まで農業経営安定のため、7番につきましては、農業経営規模拡大のため、8番～12番については、新規就農するため、期間は、1年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、申請番号8番～12番については新規就農者の申請で、申請人を呼んであります。それでは、申請人を入場させてください。

○事務局長

1枚補足資料で概要がございますので合わせてご覧ください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦勞様でございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■の畑で新規就農を考えている■■と申します。

どうぞよろしくをお願いします。

■■の農地6反歩を借りまして農薬、化学肥料を使わない野菜作りを行いたいと考えています。私自身今まで内装業ですね、リフォームと家具の会社に勤めていて今まで住宅のことに人をしてきたかなと思っているのですが、料理が好きになって、食べ物から人を豊かにしたいなと思ってこの度、農業の道を歩もうと思って千葉に来ました。

1年間千葉の■■というところで研修をしまして4月末に研修を卒業しまして農地も家も決まり、この度■■の土地で農業を進めていきたいと思っております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長 ただいま、申請人の方より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。林委員

○林委員 議席番号1番の林です。

1年間■■■の■■■■■■で研修されたということで、佐倉では無農薬でやっていたということですが、この■■■■■■とはどのような農園だったのですか。

○議長 申請人

○申請人 ■■■■■も無農薬の肥料で野菜を作っておりまして、内容としてはお客様に直接販売するような宅配セットという形で経営をしている形で、そこでの

1年間の研修で、もちろん野菜作りも出荷とか調整作業も研修をさせて頂きました。そういった場所でした。

○議長 よろしいですか。

○林委員 はい。

○議長 他に何かございますか。山崎委員

○山崎委員 議席番号9番山崎です。

■■さんとは2, 3回お会いして畑を借りるときに立会ったくらいなのですが、まず、最初に佐倉の地を選んで就農しようということについてお礼を申し上げておきたいと思います。佐倉に限ったことではないですが、農業はやっぱり高齢化し後継者不足が進んでおまして、若い人が希望をもって農業に挑戦してくれるということはとてもありがたいことで、地域の希望にもなるかと思えます。

ただ、経歴を見させてもらったときに1年間■■の方で研修をしたというだけの農業経験で就農するということは大変無理があるかなと感じました。経験不足や準備不足は否めないんじゃないかと思いました。否定的に思ったのですが、そうは言いましても経験が豊富にあるということは年を取ることでもありますし若いうちから頑張って経験を積んでいただくというのもありなのかなと考えるようになりました。まあ、大変なことも多いと思いますが若い人のバイタリティと知恵を活かして、時には経験豊かな人の知恵を借りながら頑張ってもらいたいなと思います。最も注意してほしいのは怪我とか病気、これには一番注意してですね、健康がなければ次に繋がっていきませんので、それだけは注意して無理になる時もあるでしょうけど時には諦めることも勇気をもって決断して、長く続けられるように頑張りたいと思います。以上です。

○議長 申請人。

○申請人 ありがとうございます。本当に言われたまま、おっしゃる通りまだ全然勉強不足だと思いますし、本当に迷惑をかけてしまうこともあるかもしれないけど後は自分が頑張って勉強してやるだけかなと思いますので、本当に一生懸命やらせていただければと思います。

○議長 他に何かございますか。眞野委員

○眞野委員 議席番号13番の眞野です。
地元の農業委員です。

私も同席しようと思っていたのですが、山崎委員が一緒に行ったということで、山崎委員は臼井方面が担当で、自宅が臼井方面ということで、お任せをしております。

1つ、あそこの辺りはヤードがあり、外国人が多いので気を付けてやって下さい。それと隣接の道路も狭いと思うので近隣の方と協力してやってください。以上です。

○議長 よろしいですか申請人。

○申請人 はい。

○議長 他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。ごくろうさまでした。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたしたいと思います。申請番号8番～12番について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、申請番号8番～12番について、承認と決しました。

続きまして、議案第3号、申請番号1番～7番について審議いたします。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。鈴木委員

○鈴木委員 議席番号3番の鈴木です。

7番の■■さんの件なのですが、ここの市の平均から比べて10倍近い金額なのですが、これは施設か何かを建てる、もしくは施設に対しても借りるということなのでしょうか。

○議長 事務局お願いします。

○飯田 ただいま確認します。

○議長 ただいま確認に入りますのでしばらくお待ちください。

○飯田 内容を確認したところ、既にこの場所に鉄骨のハウスが建っておりましてそのハウスごと借りるということで、ほかの土地より割高となっているということでございます。以上でございます。

○議長 よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○議長 他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。
議案第3号、申請番号1番～7番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを、議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の9ページをお願いいたします。

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

■■■■の、■■■■氏が、母親から、■■■の畑、3,206㎡について、相続を受け、相続税の納税猶予を受けるため、適格者である旨を、税務署に提出するために、証明願を求めるものでございます。

■■■■氏につきましては、担当区域の、農地利用最適化推進委委員である、秋山 照明委員に、適正に申請地を耕作しているか確認を依頼しており、適正に耕作している旨の回答を得ております。

以上で、ございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。
議案第4号について、適格者である旨、証明することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号について、適格者である旨、証明することと決しました。

○議長 以上をもちまして、本日も提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の10ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

集合住宅用地としようとするもの1件、1筆、専用住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

駐車場用地としようとするもの2件、2筆、専用住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、12ページ～14ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

山林として地目変更申請のあったもの、1件、1筆、雑種地として地目変更申請のあったもの、4件、6筆、宅地として地目変更申請のあったもの、4件、9筆でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。

相続による届出、5件、39筆でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の合意による解約についてでございます。

地主、借主、双方の合意の基、解約をしたもの、1件1筆でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書についてでございます。

農業用倉庫用地とするもの1件、1筆でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

農地法施行規則第29条第13項に関する農地法制限除外の届出書についてでございます。

携帯電話の基地局を設置するもの2件、2筆でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和2年度第7回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===